

主な関係法令と所管課のご案内

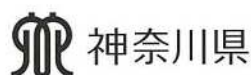
歴史的風土特別保存地区内において、古都保存法に掲げる次のような行為を行う場合の多くは、表にある他の法令に基づく手続きも併せて必要となりますので、それぞれの所管課へご確認ください。（表中の○印のある行為について、該当する法令の手続きが必要となります。）

	風致地区条例	宅地造成及び特定盛土等規制法	建築基準法	屋外広告物条例	文化財保護法	森林法	
所管課及び電話番号 (代表)	鎌倉市 都市景観部 都市景観課	鎌倉市 都市景観部 開発審査課 神奈川県 砂防課厚木南 駐在事務所	鎌倉市 都市景観部 建築指導課	鎌倉市 都市景観部 都市景観課	鎌倉市 教育文化財部 文化財課	伐採届	保安林 林地開発許可
行為の内容	0467-23-3000(代)	0467-23-3000(代)・ 046-223-1711(代)	0467-23-3000(代)	0467-23-3000(代)	0467-61-3857	鎌倉市 都市景観部 みどり公園課	神奈川県横須賀 三浦地域県政総合センター 地域農政推進課
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	○	○	○（移転、大規模な修繕、大規模な模様替を含む）	—	○	森林法には、「保安林」、「林地開発許可」、「伐採届」の制度があります。行為制限等内容は、それぞれ異なりますので、詳しくは上記所管課へご確認ください。	
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	○	○	—	—	○		
木竹の伐採	○	—	—	—	—		
建築物その他の工作物の色彩の変更	○	—	—	—	—		
屋外広告物の表示又は掲出	—	—	—	○	○		

なお、行為の具体的内容によっては、上記以外の法令による手続きが必要な場合もあります。

次世代に古都の歴史的風土を伝えていくために・・・

長い歴史の中で育まれてきた古都鎌倉の風土は、この地を愛する皆様方のご尽力のもとに守られてきました。この大切な歴史的風土を次の世代に伝えていくため、今後とも、ご協力をお願いします。



■古都保存法に関する相談・問い合わせ先

鎌倉市都市景観部都市景観課
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 電話0467-23-3000(代表)
逗子市環境部緑政課
〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 電話046-872-8123(代表)
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部みどり課
〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 電話046-823-0210(代表)
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課緑地・自然公園G
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111(代表)

このパンフレットの内容は、国土交通省都市・地域整備局発行「古都保存の概要」を一部引用しています。

なお、法改正や所管課の組織再編等を受け、本パンフレット記載内容は当初パンフレット紙面から一部変更しています。



平成19年3月

